

## パートナーシップ宣誓により利用可能な行政サービス

令和5年5月15日時点

「パートナーシップ宣誓書受領証」などの提示で利用可能な行政サービス		
項目	内容	問い合わせ先
市税に関する証明書等の交付申請	同居のパートナーは申請に係る委任状を省略できます。	市民税課 ☎74-5429
個人市県民税の課税内容の照会	同居のパートナーは照会に係る委任状を省略できます。	
り災証明書の交付申請(火災を除く)	家屋の所有者および占有者等と同居しているパートナーは申請に係る委任状を省略できます。	資産税課 ☎74-5469
犯罪被害者支援金の支給	パートナーを家族・遺族として支給可能とします。	人権・広聴相談課 ☎94-4717
災害弔慰金の支給	パートナーを遺族として支給可能とします。	福祉総務課 ☎94-4719
災害見舞金の給付	パートナーを遺族等として給付可能とします。	
市営住宅の申し込み	市営住宅(一般世帯向け住宅)への入居申し込みができます(要件あり)。	建築住宅課 ☎94-4782
救急搬送証明書の交付申請	同居のパートナーは申請に係る委任状を省略できます。	警防救急課 ☎95-9144
り災証明書の交付申請(火災により受けた被害を証明するもの)	り災者本人のパートナーは、同居親族等と同様に申請に係る委任状を省略できます。	消防本部予防課 ☎95-2117